平成２９年（フ）第２１２号
岡山県倉敷市福島70番地５　ニューサンコーポＫ201、前住所岡山県笠岡市西大島新田357番地32
債務者　福間　千乃
1　決定年月日時　平成29年12月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第４１１号
静岡県御殿場市中清水157番地の６　土屋ハイツ101、前住所静岡県御殿場市山之尻229番地の17
債務者　渡邉　裕太
1　決定年月日時　平成29年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第４９号
静岡県掛川市北門268番地　Ｄ棟
債務者　高橋芳代子
1　決定年月日時　平成29年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２９年（フ）第５０号
静岡県掛川市天王町43番地　道上ハイツＡ－１
債務者　中野　継男
1　決定年月日時　平成29年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２９年（フ）第１４６３号
埼玉県加須市不動岡３丁目39番地５
債務者　平井まどか
1　決定年月日時　平成29年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第７７号
山形県米沢市通町５丁目３番36号
債務者　伊藤　勇治
1　決定年月日時　平成29年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月１日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２９年（フ）第１２７７号
埼玉県久喜市菖蒲町菖蒲291番地20
債務者　山口　将矢
1　決定年月日時　平成29年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１５９２号
埼玉県鴻巣市広田3051番地
債務者　大塚　郁美（旧姓柿沼）
1　決定年月日時　平成29年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１６４２号
埼玉県川口市芝３丁目24番11号　サンハイム芝Ａ－101
債務者　矢吹美喜枝
1　決定年月日時　平成29年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１７００号
埼玉県上尾市大字地頭方493番地３
債務者　黒沼　英恵（旧姓神）
1　決定年月日時　平成29年12月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第６６０号
埼玉県春日部市西金野井1844番地９
債務者　アラカル　タイタス　スレジこと　スレジ　アラカル　タイタス
1　決定年月日時　平成29年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月１日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第１４４号
千葉県東金市大沼田198番地10
債務者　仲田　和典
1　決定年月日時　平成29年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月１日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（フ）第１７８３号
名古屋市西区花の木１丁目１番15号　サンハウス花の木412号、従前の住所名古屋市西区上名古屋２丁目26番31号
債務者　永谷　　一
1　決定年月日時　平成29年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１９２１号
名古屋市緑区大清水４丁目520番地
債務者　本田　　彰
1　決定年月日時　平成29年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３６号
京都府亀岡市大井町小金岐２丁目14番１号　並河グリーンハイツ109号
債務者　東　　妙子
1　決定年月日時　平成29年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月２日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２９年（フ）第４６３０号
大阪府枚方市天之川町２番57－201号、前住所大阪府枚方市上野１丁目１番２号
債務者　近藤　守隆
1　決定年月日時　平成29年12月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４７５８号
大阪府東大阪市金岡４丁目１番27号　パーム東大阪　212号室
債務者　田中　潤一
1　決定年月日時　平成29年12月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４８２３号
大阪府寝屋川市初町11番10号（212号）
債務者　西谷　澄子
1　決定年月日時　平成29年12月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部